

## 一般社団法人三重県建築士会 入会・退会・会費請求についての内規

### 【趣旨】

- 1 定款第8条及び細則第5条による入会退会について及び会費徴収についての詳細を定める。

### 【入会】

- 2 本会に入会しようとする者は、入会申込書に入会金、年会費を添えて本部事務局に提出する。本部事務局は未収等の確認を行ない、その処理が終わった日をもって入会日とする。その後、申込日直近の理事会で承認を得るものとする。（細則第5条）
- 3 本部事務局は、出来るだけ速やかに入会者を支部事務局に連絡する。（細則第5条第2項）
- 4 入会しようとする者が、支部に入会申込書、入会金、年会費を持参してきた場合は、支部事務局が受理し領収書（本部発行の番号を記入した領収書）を発行する。支部から本部に申込書を郵送、FAX または電磁的方法により送付する。本部事務局が申込書を受理し未収等の確認を行い、その処理が終わった日をもって入会日とする。入会金、年会費等は、後日、本部に送金する。
- 5 本部事務局は、入会日以降速やかに会員証、バッジ（希望者のみ）等を入会者に送付し、また、雑誌「建築士」の購読の手続きをとる。

### 【理事会承認】

- 6 入会者が直後の理事会で承認を得られなかった場合は、さかのぼって入会を取り消し、入会金、年会費は本人に全額払い戻す。CPD 会費については、入会を取り消すか、会員外として扱うか選んでいただく。（定款第8条）

### 【年会費】

- 7 本部は毎年4月に、年会費請求書を会員に送付する。支払いは本部に現金持参するか、または、銀行振込とし手数料は本人負担とする。
- 8 年会費を支部事務局が受け取った場合は、支部が領収書（本部発行の番号を記入した領収書）を発行し、後日、その控えと共に本部に送付する。受領者の名簿はFAX等でただちに本部に報告する。
- 9 年会費請求（4月頃）後、3ヶ月以上未払いの会員には、再度（8月頃）請求書を送付する。再度の請求にも未払いの会員については、支部から直接会員に支払いの請求を行う（12月～翌1月頃）。翌3月の理事会まで未納の会員については、理事会で会員の権利の停止を行う。（定款10条第4項）

### 【退会】

- 10 本会を退会しようとする者は、年会費を完納した上で、退会届（別紙）を提出しなければならない。会費が未納の会員については、会費未納リストに記載し支払いが終わるまで再入会は保留する。但し、請求書発送後、振込期限内に退会届が提出された場合は、その年の年会費は免除する。本部事務局は、出来るだけ速やかに退会者を支部事務局に連絡する。（定款13条）
- 11 親子又は支払いが会社名義の会員の場合で、退会と同時に別の方が入会される場合は、残存年会費を次の入会者の年会費に充てることができる。入会金も不要とする。

### 【改正】

- 12 この内規の設定及び改廃は、総務委員会に諮り決する。

### 付 則

- 1 この内規は、平成25年4月16日より施行する。
- 2 この内規の一部を改正し、平成25年11月13日より適用する。

- 3 この内規の一部を改正し、平成 28 年 9 月 6 日より適用する。
- 4 この内規の一部を改正し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。
- 5 この内規の一部を改正し、令和 7 年 4 月 9 日より適用する。